

国民健康保険料 算定方式の見直しについて

所得割額の算定方式の統一について

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第430号)により、平成25年度以後の年度分の保険料について、所得割の算定方式を旧ただし書き所得方式に一本化することが定められました。

ただし、平成25年度分の保険料に限り、やむを得ない理由がある場合には、従来の方式による保険料賦課が認められています。

(参考) 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令 附則第4条の2項

平成25年度分の保険料に限り、市町村は、やむを得ない理由がある場合には、第3条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第29条の7第2項から第4項まで、第29条の7の2第1項及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定がないものとして第3条の規定による改正前の国民健康保険法施行令第29条の7第2項から第4項まで、第29条の7の2第1項並びに附則第4条及び第6条の規定を適用するとしたならば算定されることとなる保険料の額に相当する額を、賦課することができる。

国民健康保険法の一部の改正(平成22年法律第35号)により、将来の国民健康保険事業の広域化に向け、保険財政共同安定化事業など財政運営の都道府県単位化に向けた施策の推進が平成27年度から実施されます。

※ 広域化に向けて、賦課方式の統一が必要とされており、その方式である「旧ただし書き方式」は、99%以上の市町村が採用している方式であり、宮城県内の国民健康保険者では、仙台市を除いたすべての市町村で「旧ただし書き方式」を採用しています。

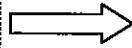
算定方式の変更に伴う保険料シミュレーション(緩和措置を実施しない場合)

※ 資料は前回お示したものに「増加率」と「差額」を加えたものです

24年度市県民税方式の場合

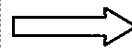
ケース①単身世帯(40歳)

給与収入	保険料
100万	62,010
200万	265,700
300万	420,680
400万	577,650
500万	710,720
600万	770,000



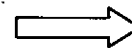
ケース②2人世帯(夫婦ともに40歳)

給与収入	保険料
100万	57,240
200万	215,340
300万	370,320
400万	535,140
500万	683,210
600万	770,000



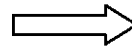
ケース③3人世帯(夫婦ともに40歳・小学生1人)

給与収入	保険料
100万	71,820
200万	114,900
300万	312,140
400万	476,960
500万	644,570
600万	761,600



ケース④4人世帯(夫婦ともに40歳・小学生2人)

給与収入	保険料
100万	86,400
200万	138,230
300万	255,150
400万	419,970
500万	604,520
600万	732,680



旧ただし書き方式の場合 (緩和措置を実施しない場合)

給与収入	保険料	増加率	差額
100万	64,520	4.05%	2,510
200万	189,290	-28.76%	-76,410
300万	277,210	-34.10%	-143,470
400万	370,150	-35.92%	-207,500
500万	470,630	-33.78%	-240,090
600万	571,110	-25.83%	-198,890

給与収入	保険料	増加率	差額
100万	59,740	4.37%	2,500
200万	226,250	5.07%	10,910
300万	314,170	-15.16%	-56,150
400万	407,110	-23.92%	-128,030
500万	507,590	-25.71%	-175,620
600万	608,070	-21.03%	-161,930

給与収入	保険料	増加率	差額
100万	74,320	3.48%	2,500
200万	226,690	97.29%	111,790
300万	343,330	9.99%	31,190
400万	436,270	-8.53%	-40,690
500万	536,750	-16.73%	-107,820
600万	637,230	-16.33%	-124,370

給与収入	保険料	増加率	差額
100万	88,900	2.89%	2,500
200万	250,010	80.87%	111,780
300万	372,490	45.99%	117,340
400万	465,430	10.82%	45,460
500万	565,910	-6.39%	-38,610
600万	666,390	-9.05%	-66,290

算定方式の変更に伴う保険料の変化

※ 資料は前回お示したものと同じです

(1) 所得控除の恩恵を受けにくかった世帯

単身世帯など、これまで税制上の控除を受けにくかった世帯においては、保険料が下がる傾向にあります。

(2) 所得控除を多く受けていた世帯

扶養家族が多いなどこれまで多くの所得控除を受けていた世帯においては、保険料が上昇する傾向にあります。

所得控除の例： 社会保険料控除 配偶者控除 扶養控除 障害者控除 寡婦・寡夫控除など

(3) 非課税世帯

これまで、所得割額が課税されなかった非課税世帯の中で、一定の所得のある世帯においては、所得割額が賦課されるため、保険料が上昇する傾向にあります。

(4) 保険料限度額に達する世帯

所得がない世帯や算定方式を変更しても保険料限度額に達する世帯などにおいては、保険料は変わりません。

●保険料が上昇する世帯への対応として、負担の緩和を目的とした緩和措置の実施が必要

旧ただし書き方式への変更に伴う政令市等の緩和措置について(1)

政令市名	静岡市	京都市	札幌市	大阪市	堺市	北九州市	福岡市
変更前の賦課方式	課税標準額	市府民税額	市道民税額	市府民税額	総所得金額	市民税額	市民税額
実施時期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
激変緩和措置の内容	旧ただし書き方式で算定した所割が、課税標準方式で算定した所得割を超えている世帯について、その超える額の1/2を減額。また、減額後の保険料を前年度と比較し、50%以上増加した世帯については、増加率が50%を超えないよう、さらに減額	市民税非課税世帯の所得割保険料の3割を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市道民税方式で算定した保険料の1.3倍を超えている世帯について、その超える額の2/3を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市府民税方式で算定した保険料の1.5倍を超えている世帯について、その超える額を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が従前の方式で算定した保険料の1.25倍を超えている世帯について、その超える額を減額。ただし医療分のみ	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の2/3減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の3/4を減額
期間	平成16年度	平成17～18年度	平成18～19年度	平成18～20年度	平成18～19年度	平成18～19年度	平成18～20年度
段階的措置		平成18年度は税制改正(老年者控除の廃止)に伴い、対象世帯が減少。	平成19年度は1.3倍を1.6倍に。2/3を1/3に。	平成19年度:1.5倍を超える額の1/2を減額 また、高齢者、障害者、寡婦(夫)の属する世帯に係る減免を実施。 平成20年度:(1.5倍+2万円)を超える額の1/2(上限3万円)を減額	平成19年度は1.25倍を1.45倍に。	平成19年度は2/3を1/3に。	平成19年度:3/4を2/4に。 平成20年度:1/4に。

旧ただし書き方式への変更に伴う政令市等の緩和措置について(2)

政令市名	東京都特別区	川崎市	横浜市	浜松市	名古屋市
変更前の賦課方式	都区民税額	市県民税額	市民税額	市民税額	市県民税額
実施時期	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度
激変緩和措置の内容	(1)都区民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を75%減額 (2)都区民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の1.5倍を超える者 ①課税標準額が100万円以下の場合、その超える額の50%を減額 ②課税標準額が100万円を超える場合は、その超える額の25%を減額	(1)市県民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を90%減額 (2)市県民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の2倍を超える者については、その超える額の90%を減額 ※16才未満人数×33万円、16歳から18歳人数×12万円を課税標準額から控除 (3)障害者控除・寡婦(夫)控除対象者について、控除額の5%を保険料から減額	(1)市民税が非課税の者は、旧ただし書き所得を70%減額 (2)市民税が課税の者で、旧ただし書き所得金額が課税標準額の1.8倍を超える者については、その超える額の70%を減額	旧ただし書き方式で算定した保険料が、市民税方式で算定した保険料を超えている世帯について、その超える額の75%を減額	※激変緩和措置ではなく、当分の間適用する。旧ただし書き所得から扶養家族1人につき33万円を減額し料率をかける。 本人が障害者又は寡婦(夫)の場合は旧ただし書き所得から92万円を減額し料率をかける。 扶養家族が障害者の場合は旧ただし書き所得から86万円を減額し料率をかける。
期間	平成23～24年度	平成24～26年度、平成27年度～	平成25～26年度	平成25～27年度	当分の間
段階的措置	2年間同じ激変緩和措置であるが、平成24年度については税制改正(年少者扶養控除の廃止)の影響あり	平成24年度に90%の減額割合を、平成25年度60%、平成26年度30%とし、平成27年度以降10%の減額を恒久的に行う。	平成25年度に70%の減額割合を、平成26年度は40%に	平成25年度に75%の減額割合を、平成26年度は50%、平成27年度は25%に	

※ 横浜市、浜松市、名古屋市は平成24年10月調査時

※ 神戸市、広島市は平成26年度より実施予定

※ さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、岡山市、熊本市は、昭和30年代頃から旧ただし書き方式による所得割算定方式を採用している

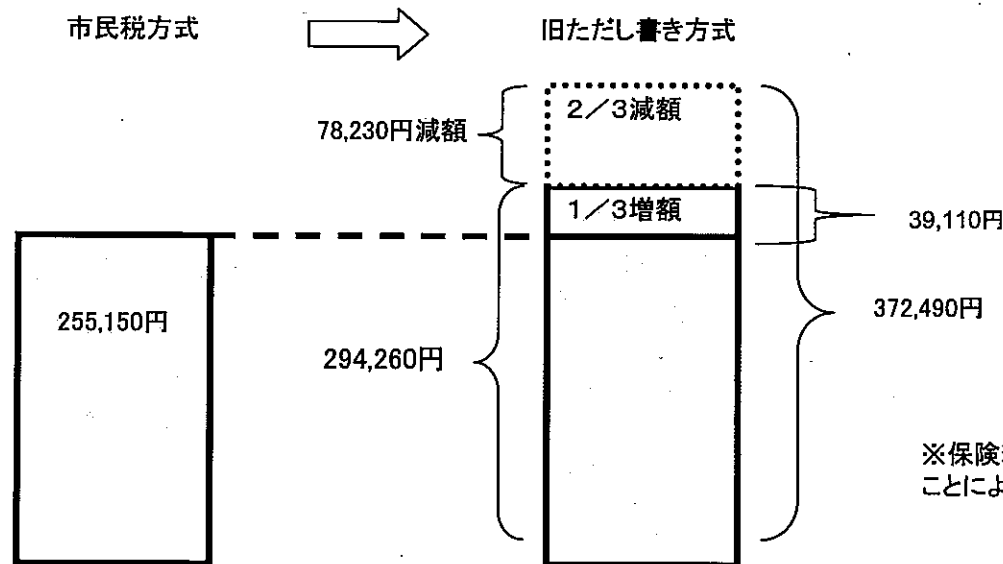
各都市が実施した緩和措置の特徴、相違点について

1 平成16年度～18年度の政令市

静岡市、札幌市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市

- 変更前の方式で算定した保険料と、旧ただし書き方式で算定した保険料を比較し、増加している保険料を一定割合減額する方式、もしくは一定の倍率を超えて増加している保険料を一定割合減額する方式を採用している。

例：北九州市（初年度）【4人世帯給与収入300万円の場合】



北九州市の初年度激変緩和措置：市民税方式と旧ただし書き方式を比較し、増額する保険料の2/3を減額

※保険料の数値は、激変緩和額を賦課総額に含めることによる料率の上昇を考慮に入れていません

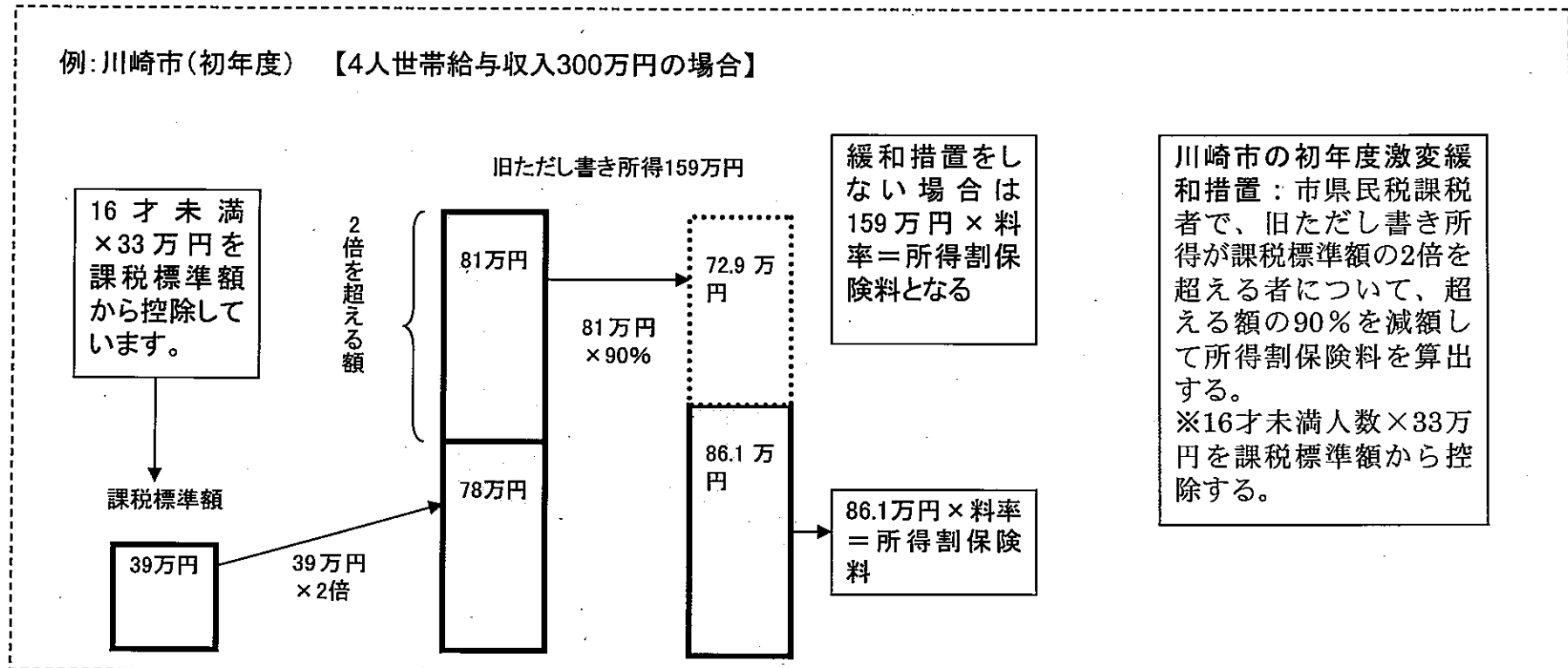
京都市の激変緩和措置

- 市民税非課税世帯の所得割保険料の3割を減額

2 平成23年度～25年度の政令市等

東京都特別区、川崎市、横浜市

- 課税標準額(所得から所得控除を差し引いた額)と旧ただし書き所得を比較し、旧ただし書き所得が、課税標準額の一定倍率を超えている場合に、超えている旧ただし書き所得部分の一定割合を減額して計算する方式を採用している。



浜松市 ●市民税方式で算定した保険料と旧ただし書き方式で算定した保険料を比較し、増額する保険料の75%を減額
名古屋市 ●旧ただし書き所得から、扶養家族1人につき33万円を減額する、など

緩和措置方式の比較検討について

	北九州市などが実施した方式 『市県民税方式の保険料』と 『旧ただし書き方式保険料』の 比較による緩和措置方式	川崎市などが実施した方式 『課税標準額』と 『旧ただし書き所得』の 比較による緩和措置方式
①税制改正の 影響に基づく緩和 措置効果の 変動について	『市県民税方式の保険料』は、 税制改正によって保険料が変 動し、緩和額が変動する恐れ がある。	『課税標準額』と『旧ただし 書き所得』の比較は、緩和額 を所得から算定し、税制改正 の影響を受けないので、緩和 措置を安定的に実施すること ができる。
②緩和措置実 施にかかる業務 対応について	緩和額は、引き続き『市県民 税方式の保険料』を算定し、 両方式による保険料を算定す るために、二つのシステムを 稼働し続けなければならない。	緩和額は、所得から算定する ため、『旧ただし書き方式』 の一つのシステムにより算定 できる。